

長岡市自転車ネットワーク計画検討委員会設置要領

(設置)

第1条 本市は、長岡市自転車ネットワーク計画（以下「ネットワーク計画」という。）を検討するため、長岡市自転車ネットワーク委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) ネットワーク計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、ネットワーク計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、依頼の日からネットワーク計画を策定する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部交通政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成25年9月1日から施行する。
- 2 この要領は、本市がネットワーク計画を策定する日限り、その効力を失う。